

別紙

諮問第1592号、第1602号

答 申

1 審査会の結論

「一方通行解除申請書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

諮問第1592号及び第1602号に係る各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇区〇〇〇-〇-〇（住居表示）の共同住宅建築計画（（仮称）〇〇〇丁目計画新築工事、建築主：〇〇、〇〇、添付資料参照）の施工者が令和〇年〇月〇日以降に警視庁に提出した文書一式（警視庁の内部での連絡文書等を含む。）（交通部ないし〇〇警察署に提出された文書）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和2年10月28日及び令和3年11月16日付けで行った一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「一方通行解除申請書（受理警察署 警視庁〇〇警察署 受理年月日 令和〇年〇月〇日）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、一部開示決定（以下「本件一部開示決定1」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件一部開示決定1の取消しを求め、審査請求を行った（諮問第1592号。以下「本件審査請求1」という。）。

その後、実施機関は、本件一部開示決定1を一部取り消し、本件対象公文書に記載された「株式会社〇〇」の電話番号を開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定2」という。）を行った。

なお、審査請求人は、本件審査請求1を維持した上で、本件一部開示決定2についても、その取消しを求め、審査請求を行った（諮問第1602号。以下「本件審査請求2」という。）。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求1は令和4年1月12日に、本件審査請求2は同年3月3日にそれぞれ審査会に諮問された。

審査会は、令和4年6月27日に実施機関から本件審査請求1及び2に係る理由説明書をそれぞれ收受し、同年6月15日（第201回第三部会）から同年9月29日（第203回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 交通規制解除申請の手続について

道路交通法（昭和35年法律第105号）4条1項では、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができるとしており、公安委員会が必要があると認めるときに車両等の通行の禁止等の交通規制をすることができる旨、定めている。

実施機関は、道路交通状況により、交通の安全と円滑を図るため、既に行われている交通規制を社会生活上やむを得ない理由により解除する必要があると認められる場合には、東京都公安委員会に対し、交通規制の解除についての上申を行っている。例えば、工事施工業者等が工事を行うに当たり、工事関係車両が交通規制に従うことにより目的地に到着することができない等の理由があるときに、当該規制が行われている場所を管轄する警察署長に対し、当該規制の解除の要望を行う場合がある。この場合、実施機関は、交通規制の解除の必要性が認められれば、当該規制の解除の上申を行っている。

イ 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「(仮称)〇〇区〇〇〇丁目計画新築工事」(以下「本件工事」という。)の施工業者である〇〇株式会社(以下「本件施工業者」という。)が、本件工事のため、前記アに基づく要望を行うに当たり実施機関に提出した「一方通行解除申請書」である。

この要望を行う際の様式は定められておらず、実施機関は、本件施工業者が過去の同社の工事事例等に基づいて作成した本件対象公文書を交通規制解除の必要性を判断するための資料として、本件施工業者から收受しているとのことである。

そして、本件対象公文書は、「一方通行解除申請書」のほか、「(仮称)〇〇区〇〇〇丁目計画新築工事」に伴う、「一方通行解除要望書」、「作業所案内図」、本件工事の現場周辺に居住する住民に対して配布されている「ご近隣の皆様へ」と宛名のある書面、その他本件工事に関する図面等から構成されている。

ウ 処分変更の経緯について

本件審査請求1を受け、実施機関が本件一部開示決定1の妥当性について改めて検討したところ、同決定において非開示とした部分のうち、「株式会社〇〇」の連絡先として記載されている電話番号は、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年東京都条例第64号。以下「東京都建築物紛争予防条例」という。)5条2項及び東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年東京都規則第159号)8条1項に基づき、本件工事の建築主が作成し、東京都知事に提出した「標識設置届」に連絡先として記載されており、かつ、同設置届は、東京都庁第一本庁舎3階の都民情報ルームにおいて閲覧に供され、一般に公開されていることが確認された。

そこで、実施機関は、本件一部開示決定1について、その処分の一部を取り消し、前記「株式会社〇〇」の電話番号を開示とする本件一部開示決定2を行った。

エ 審議の併合及び審査会の審議事項について

諮問第1592号及び第1602号は、同一の開示請求に対し実施機関が行った処分変更前後の各決定に対する同一の審査請求人による審査請求に係るもの

であることから、審査会は、これらを併合して審議する。

また、前記ウのとおり、本件一部開示決定2において、本件一部開示決定1で非開示にした「株式会社〇〇」の電話番号は開示されていることから、審査会は、実施機関が処分変更を行った後もなお非開示とされている、別表に掲げる本件非開示情報1ないし5の非開示妥当性について判断する。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、いずれも管理職でない警察職員の姓を刻した印影であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報1は条例7条2号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条2号に該当し、同条4号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、一方通行解除申請に係る法人の代表者の印影であり、これを公にすることになると、偽造等により犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3は、本件工事に係る現場責任者、現場代理人、現場員及び「ご近隣の皆様へ」と宛名のある書面に載せた連絡先担当者の氏名並びに同人らの携帯電話番号であり、これらの情報は個人に関する情

報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書の該当性について検討すると、実施機関は、本件対象公文書のうち、「ご近隣の皆様へ」と宛名のある書面については、本件施工業者が、本件工事の現場周辺に居住する住民に対して配布しているものであって、本件工事の施工に係る周知及び工事現場における直接の連絡先を知らせるものとして、限られた範囲に対して配布されたものであり、他に当該書面を公にしている事情はない旨、説明する。

これを踏まえると、本件対象公文書のうち、「ご近隣の皆様へ」と宛名のある書面について、その内容は、当該書面を配布された限られた対象者しか知り得ない情報であり、何人も知り得る状態におかれていると評価することはできないものと解されることから、本件非開示情報3のうち、同書面に記載された氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないものと認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例7条2号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、株式会社〇〇の〇〇氏、本件施工業者の〇〇氏などの氏名の情報は、法人その他の団体の職員が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であって、平成15年11月11日最高裁判例（平成10年（行ヒ）第54号公文書非公開決定処分取消請求事件）で「個人に関する情報」に当たらないとされているものである旨、主張する。

審査会が検討したところ、本件非開示情報3のうち、特定法人の職員の氏名については、本件工事に係る現場責任者等のものであり、いずれも当該法人の代表者又はこれに準ずる地位にある者には該当せず、現場の責任者であるということだけでは、その者の行為が法人等の行為そのものと評価することはできないと解されることから、審査請求人の前記主張は採用できない。

(エ) 本件非開示情報4について

a 本件非開示情報4のうち、工事番号について

実施機関が本件施工業者に確認したところ、当該情報は、本件施工業者において個別の工事ごとに付した管理番号であり、一般には公表していない工事の施工管理や取引先との会計処理等に使用している個別番号であるとのことである。

審査会が見分したところ、同番号は、作業所案内図に記載された情報であり、本件施工業者の内部管理に係る情報であると認められるため、これを公にすることで、特定法人の取引件数や会計処理件数等の内部管理に係る情報が競合他社に明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

b 本件非開示情報4のうち、電話番号及びFAX番号について

審査請求人は、株式会社〇〇及び本件施工業者の電話番号について、「ご近隣の皆様へ」と宛名のある書面に記載され広範囲に周知され、本件工事現場に掲げられた標識にも記載され、都民一般に公にされている旨、主張する。

実施機関が本件施工業者に確認したところ、本件非開示情報4のうち、一方通行解除申請書及び作業所案内図に記載されている電話番号及びFAX番号については、本件工事に係る一方通行解除申請に関して実施機関との連絡のために記載しているとのことである。

また、本件非開示情報4のうち、「ご近隣の皆様へ」と宛名のある書面に記載されている電話番号は、本件工事の現場において、現に事故の発生のおそれがある事態を発見した場合の周辺に居住する者による情報提供、苦情、要望、及び工事関係者との工事施工に関する連絡等、直接現場において本件施工業者が対処する必要がある場合の連絡先として記載しているものであるとのことである。

そして、同連絡先を現在周知している範囲以上に公開することになると、工事現場において直接対応等が必要となる連絡以外の問合せ等への対応が増加し、真に緊急の現場対応等が必要となる事態に関する連絡、苦情、要望等への迅速な対応ができなくなることにより、工事の作業計画や日程の遅延、工事計画の変更の必要性が生じ、加えて、現場対応が速やかに行えなくなることによ

り、周辺住民及び本件工事の関係業者との信頼関係も損なわれるとのことである。

審査会が検討したところ、「ご近隣の皆様へ」と宛名のある書面に記載されている内容は、前記実施機関が本件施工業者に確認して得た回答の趣旨を踏まえると、同書面配布先等本件工事現場の周辺に居住する者を対象にして限定的に表示されているものと解するのが合理的である。

また、審査会が、本件施工業者のホームページ等を確認したところ、本件非開示情報4のうち、電話番号及びFAX番号は、一般に公開されているものではなかった。

なお、審査請求人が主張する本件工事現場に設置されている標識について、実施機関は、東京都建築物紛争予防条例等に基づいて設置されているものではなく、当該現場付近を通行する者に対し、工事の内容、問合せ先等を知らせるために本件施工業者が独自に設置したものである旨、説明する。

審査会が確認したところ、同標識は、「ご近隣の皆様へ」と題するものであり、「お気付の点は下記迄ご連絡下さい。」との記載の下に、連絡先としての電話番号が表示されていることから、前記「ご近隣の皆様へ」と宛名のある書面と同様に、本件施工業者が、本件工事現場の周辺を通行する者を対象として表示しているものと認められ、同標識に記載された電話番号は、本件施工業者をして都民一般に公にしているものとは認められない。

以上のことから、本件非開示情報4のうち、電話番号及びFAX番号については、公にすることで、本件工事の現場における安全管理及び施工管理上必要な連絡、対応業務に支障を来し、その結果、本件工事の円滑な施工ができなくなるなど、特定法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる。

したがって、本件非開示情報4は、条例7条3号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報5について

実施機関は、本件非開示情報5について、本件施工業者が、本件工事に伴う道

路の一方通行規制の解除を申請するに当たり、周辺住民等に対して当該規制の解除について説明するため、訪問又は説明資料を投函した場所を示す地図並びに当該規制の解除について同意した周辺住民等の氏名、住所及び人数についての情報である旨、説明する。

審査会が見分したところ、前記実施機関の説明のとおり、本件非開示情報5は、本件施工業者が、本件工事現場周辺に居住する住民等に対して本件工事に伴う道路の一方通行規制の解除の説明を行い、同意した住民等から署名等を受けた同意書に記載された氏名等及び本件工事現場周辺の地図に記載された同意をした住戸等の情報と認められ、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、本件非開示情報5は、条例7条2号に該当し、同条3号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明

別表

本件 非開示 情報	非開示部分	非開示 根拠
1	警察職員の印影	7条2号 7条4号
2	申請者の印影	7条4号
3	一方通行解除申請書のうち、「現場責任者」欄の氏名 一方通行解除要望書のうち、現場代理人の氏名 作業所案内図のうち、「現場代理人」欄及び「現場員」欄の氏名 及び携帯電話番号 「ご近隣の皆様へ」と宛名のある書面のうち、担当又は担当者の 氏名	7条2号
4	一方通行解除申請書のうち、「現場責任者」欄の電話番号 作業所案内図のうち、工事番号、「TEL」欄及び「FAX」欄 「ご近隣の皆様へ」と宛名のある書面のうち、連絡先又は問い合 わせ先の電話番号の非開示とした部分	7条3号
5	添付地図の非開示とした部分 同意書の非開示とした部分	7条2号 7条3号